

緊急レポート！百戦錬磨の浮気必勝法

～ 調査報告書はこう使うッ！～

浮気調査を依頼して「浮気の証拠をつかんだ！」では、それからの行動はいったいどのようにすればいいのでしょうか？

ここでは、あなたが探偵社の上げてきた報告書をどのように使って、浮気に勝つか！？を検証していきたいと思います。

既に「離婚が決まっている」と言う方は、前段は読み飛ばしてくださって構いません。最初は、「離婚については決まっていない」「できれば離婚したくない」とお考えの方のお話をしていきます。

「調査報告書を使って浮気をやめさせる為の話し合いをする」

もう何度も話し合いはした・・・このようにおっしゃるかもしれませんが、まあ我慢して読んでください。次に進むための必要なステップです。

「どうせ、話し合いにならないからもういいや～」とお考えになるのも、ごもっとも。

でも、「離婚に対して抵抗した」という実績を残しておくためにも、話し合いは必要です。

話し合いがうまくいかないのは、

浮気の証拠がなくて相手に認めさせることが出来ない

浮気の証拠があるのに、開き直られた（証拠が捏造だとか、別の言い訳をされた）

浮気をしたのは、他に原因があると言われた（いわゆるキレる）

というのが、主な原因です。

1 番目の理由は、調査報告書があれば認めないと仕方が無い状況に追い込まれますね。例えば、ホテルや浮気相手の家に上がりこんで外泊したなどの写真やビデオが撮られていれば、浮気をしたことは否定できないものです。

2 番目の理由についても、証拠の捏造など早々できるものではないわけですし、「探偵に追跡されているのが分かったから怖くなってホテルに行った」と苦し紛れの嘘をつく人もいますが、聞く必要もないほど幼稚な言い訳ですので、無視して構わないのです。

3 番目が実は一番よくあるパターンで、浮気をし

たことは否定できないものの、どうして自分が浮気をしてしまったのか、それは配偶者の責任だ！と責任の所在を摩り替えてしまうのです。

「俺は、ずっと君との生活に我慢してきた。でも、俺のことを理解してくれないから浮気をしてしまったんだ」

「私は、あなたにずっと女として見てもらえなかった。だから、浮気をしてしまったのよ」というような話しです。

ここまでお読みいただいて賢明なあなた様ならお気づきになられたかと思いますが、話し合いの「カギ」を握っているのは、あなた様ご自身なのです。

つまり、「浮気を許す」「浮気を許さない」によって、この話し合いの流れが大きく変わります。

離婚をしないと決意したのであれば、いつかは浮気を許さなくてははいけませんし、この逆に離婚をすると決意したのであれば、浮気を許す必要は無いわけですね。

話し合いが上手くいかなくなるのは、「浮気は許さないけど、離婚もしない」という場合なんです。ただただ怒りに身を任せて話しを進めてしまっただけでは、「浮気は許さないけど、離婚もしない」という話しになりがちです。

ここは、ひとつ冷静になって「離婚をしない」という選択をされた場合には、どのような状況ならば許せるのか？明確にしなければなりません。

ここは重要です。

「どのようにすれば浮気を許せるのか？」これが相手（配偶者）に伝わっていない方がとても多いのです。

まともにあやまらない

反省していない

態度が気に入らない

どうせ、また浮気するんだらう

以前から独善的だった

もう信用できない

仕事だと言っていたのに・・・

このように過去に起きたことを繰り返して怒っている方を見かけます。

これはこれで、浮気をされた方には必要なステップではあると思うのです。一方的に我慢してきたわけですし、人を許すという作業は思いのほか精神的に大変です。

誰だって、裁判官のように冷静になれませんよね。うっぴんを晴らす機会是与えられるべきです。

・・・でも・・・

いつになれば許すのか？

何があれば許すのか？

最低限度この2つの項目に対して「明確な要求」をしないと、話し合いは前に進みません。どんなに怒ってもいいけど、明確な要求を忘れるな！これが話し合いの「かぎ」になります。

さて、話し合いの「かぎ」を握ったあなた様は、その結果どうすべきか？とても悩んで結果をだされることと思います。「子供もいるので、離婚はしないでおう」このように勇気を持って決意をされたのであれば、先ほども言いましたように「明確に要求」をしてください。たとえば「あなたの浮気は許します。だから離婚はしません。その代わりに、あなたは今すぐに浮気相手と別れて私があなたを信用して安心して暮らせるように努力をしてください。私は、今後も、もしかしたら感情的になってあなたを責めたりするかも知れませんが、それは離婚をしたいからではなくて感情的に納得できていないからです。それについては誤解をしないでください。」このくらい明確に話せばいいのではないのでしょうか。(実際は難しいと思いますが。。)

しかし、残念ながら配偶者から「君とはやっていく自信が無い」「浮気相手のことは本気なんだ」このように言われてしまったら、離婚も視野に入れた話し合いにならざるを得ないですね。

離婚を視野に入れて話しをする

人間と言うのは、弱いものです。事実を目の前に突きつけられた場合に、人間の弱さは露呈します。弱い犬ほどよく吠えるとは、昔の人はよく言ったものです。永年、浮気に関わってきましたが、真の人間性が弱い人ほど事実を認めようとせず、目の前の苦しさから逃れようとして「言葉」を繰り返してきます。しかし、その言葉に魂は入っておらず、空中を彷徨うばかりです。私が「夫婦」というものの難しさを痛感するのは、赤の他人なら「空中を彷徨っている虚しい言葉」

に耳を傾けるような愚は誰も犯さないのに、夫婦となるとわざわざそれを拾ってしまうということなのです。

聞かなくてもいいような言葉にいちいち反応してケンカをする。

これが、話し合いが上手くいかない本当の原因です。

ものすごく単純に考えれば答えはスグに出ます。「弱い犬が吠えている」

そう思って聞き流してしまえば、“前向きな離婚”に転換していくことも可能です。

ここで重要なのは

離婚後の生活の保障はあるか？(自宅などの居住・収入が無い場合の就職の問題)

金銭的な保障をどの程度負ってくれるのか？(子供の養育費も含む)

精神的な苦痛に対して慰謝料はもらえるのか？

この3点に尽きます。

精神論から脱皮して、しっかりと経済的な問題の解決に向かう！

これが離婚に向けた正しい話し合いの方法。貯金が100万円しか無い人に対して1億円くださいといっても現実味はありません。

それならば、毎月10万円づつ今後10年間(“トータルで1200万円です”)に渡って払ってくださいと言った方が余程現実に合っています。慰謝料で100万1回だけ貰うより、よほど得じゃないませんか？

いかに現実的な話にしていくのか？

ここでも実は、あなた様が「かぎ」を握っているのですね。

話し合いは常に決裂の方向へ向かう

お金の話をするのは“キタナイ”いつの頃からか、そういう風潮があります。

しかし、でも言ったように、話し合いの「要」は、お金の話なのです。きたなくも何ともありません。

正しい話しをしているのですから、自信を持って挑みましょう。

そして、自分の最も得になり、自分が最も納得が行く「要求」を行うことが大事です。

「悪いと思っているんだったら、自分で考えればいいでしょう？」

このように言って話し合いをわざわざ長期化さ

せている方を見受けます。
残念ですが、このような方の怒りは「お金」では収まりません。
丸裸になって家を出て行き、野垂れ死にするくらいの結末が見えていないと納得できないからです。
ところが、そんなことが実際に起きれば困るのは自分自身です。
お金はきっちり払い続けてもらってこそ意味があるわけです。
それでも、人間の温度差と言うのは大きいものです。
浮気をした方は、一所懸命ネットなどで調べて「慰謝料ってというのは100万くらいなんだろう？」などと無責任なことを思っています。
しかし、実際に浮気をされた人が100万円ほどの臨時金を貰って新しい生活をはじめ、子供を育てていくというようなことはかなり難しいです。
男の方なら、既に仕事があれば生活そのものはできるでしょう。
しかし、浮気をされた側が女性であって、専業主婦であれば何年かのブランクを超えて再就職し、生計を成り立たせつつ子育ても行うというのは中々簡単にいくものではありません。
それなりの保障は、やはり必要です。
この温度差が埋まらずに、結局話し合いで解決しないということが現実では多いです。

浮気相手にも同時に話す！

浮気をした当の本人との話し合いは ~ に書いています。この話し合いとほぼ同時期に浮気相手と話しを始めて構いません。
よく配偶者との話し合いが終わってから・・・と考えている人がいますが、浮気相手と別れてしまったりすることもありますので、調査報告書の効果が高いうちに“はじめて”しまうことが結果的にはいいと私は思っています。
浮気相手には、
自分の配偶者と別れてほしい(離婚しないと決めているとき)
慰謝料を払ってほしい
この2点だけで十分です。
“謝罪”というのは、「あればラッキー」くらいに思ってください。
悲しい事実ですが、謝罪をしてくる人はほとんど居ません。

ここでは、報告書が大いに役立つことでしょう。
慰謝料を支払ってもらえるなら裁判はやりません

配偶者と別れないなら裁判を起こします
というように報告書の存在が、浮気相手のプレッシャーとなることはマチガイありません。
誰でも裁判の被告にはなりたくありません。
裁判になって実家の両親に不倫がばれたら格好悪いとか、会社の同僚に知れたら何といわれるかわからないとか、今後別の人と結婚するときの障害になる・・・など様々な思いが交錯して何とか逃れようとするものです。

最初は、言い訳や言い逃れをしてくるかも知れませんが、要は金銭的な負担を減らしたいがための最後の抵抗なので、慌てず落ち着いて対処すればいいのです。

この方法については、解説書の方も参考にさせていただきたいのですが、最初は内容証明を送ったりして相手にコンタクトを促し、それでもダメなら弁護士を介入させるなどしてとにかく話し合いの土俵に乗せてしまうことが肝心です。

1回や2回で諦めるのではなくて少なくとも5回くらいは内容証明を送ってみてはいかがでしょう？

どうしても話し合いにならなければ、裁判を起こします。

裁判と言うと難しい、お金がかかる、というイメージがついていますが、実際はそんなことはありません。

確かに弁護士を介入させるとお金も掛かってしまいますが、報告書があれば自分ひとりで裁判を起こすことも不可能ではないし、仮に弁護士を雇っても「損」になるということは無いでしょう。
要は、相手の払える範囲内で最大限の慰謝料を引き出すという目的さえ見失わなければいいのです。

肝心なのは、慰謝料を貰って得をすることではなく、損をしないということです。

配偶者と話し合いできなくなったら・・・

~ で配偶者との話し合いの進め方を書きました。

お互いに納得がいく結論が出れば、この先のからは不要です。

しかしながら、浮気している側の配偶者から離婚調停を起こされたとか、配偶者の実家が介入して

きて話し合いにならないとか、配偶者が浮気相手と同棲を始めたなどの要因があってもどうしても解決ができそうになければ、舞台は法律の場へと移ります。

こうなれば、報告書を最大限に使います。夫婦間の場合は、まず最初に調停から行なわなければならないという民事訴訟法という法律で決まったルールがありますから、調停をします。調停には、弁護士は不要です。調停は、通常は30日から40日に1度くらいの割合で行われます。双方の意見を聞くというのが、基本ですから誰かがご夫婦を裁くというのとは違います。浮気をした配偶者も色んなことを言うてくるでしょうが、(例えば、家事をしなとか、気持ちの理解を得られないとか)そういうことはいちいち取り合わなくて構いません。繰り返しになります、相手の言い訳や言い逃れに耳を傾ける必要はありません。“無視”が一番です。
～で学んだように、自分自身の明確な要求を行えばいいのです。

調停で話すべきポイント

- 離婚したいか、離婚したくないか
- 慰謝料はいくら欲しいか
- 子供の養育費はいつまで、いくら欲しいか

報告書の有無は調停の流れを大きく左右します。法律で言うところの浮気と言うのは、肉体関係の有無です。しかし、裸になった2名を撮影するというのは無理な話ですから、客観的にみて不倫のつきあいをしているということが分かれば構いません。分かりやすいのはラブホテルに入ったというようなシーンですが、これにこだわらず、浮気相手の家に入ったとか、車の中で長時間2人きりだったとか、2名で食事をしていたというようなことも重要な要素の1つです。調査に無駄という物はありません。1つ1つは否定しようと思えば否定できるものであったとしても、トータルで観れば“怪しい”とか、“おかしい”と結論つけばいいのです。

余談になりますが、私が証拠と呼べるレベルの結果は、2回出しておいた方がいいというのはちゃ

んとした理由があります。調停委員さん(裁判官)は、所詮は他人です。最初から、原告(あなた様のこと)に対して同情的な訳ではありません。いかに、公平に裁くかということだけを見ています。調停や裁判と言うのは、浮気をした配偶者との戦いでもあり、裁判官や調停委員という赤の他人との戦いでもあります。味方につければ、こんなに強い味方は居ないけれど、敵に回してしまったらとんでもない結果が導きだされてしまいます。調停に行って、いかにも自分は悪くないんだから・・・という態度を取る方がたまにいますが、それはハッキリ言って自分自身を“損”な立場に置いています。何度も言うようですが、裁判官や調停委員は最初からあなた様の味方というわけではありません。味方になってもらうため(よい結果を導き出してもらうため)には、努力が必要です。そのためには、赤の他人が納得できる“材料”が必要です。ですから、証拠と呼べるような結果を複数回用意することが重要なだと私は考えています。
*誤解しないでいただきたいのですが、複数回の証拠が無いと調停や裁判が出来ないといっているわけではありません。

ちなみに、調停は「離婚したくない人」のためにも使われます。配偶者が浮気をやめてくれない、配偶者が家から出て行った、配偶者が給料を入れてくれないなどの場合にも活用できます。こういうケースでも報告書は大いに役立ちます。浮気をやめて、家に帰るように進言してもらうことも調停では可能です。細かく知りたいかたは、ネットで家庭裁判所を調べて直接電話をしてみてください。とても親切に教えてもらえます。

ついに裁判になったら・・・?

調停でお互いの納得を得られなかったら、最終手段として裁判があります。裁判は、
離婚するか、離婚しないか
慰謝料をいくらにするか

と言うようなことを、まさに裁判官に決めてもらう手続きです。

裁判の怖いところは、過去の判例に従って慰謝料などを決められてしまうところです。裁判に勝って判決を貰った！という格好良さそうに聞こえますが、実のところ余り嬉しい結果とは言えないのではないかと私は思っています。

大抵の場合は、過去に似たようなケースの慰謝料は万だったか、あなたの場合も万くらいじゃないですか～という程度のもんです。

あなた様の個別の事情や、精神的な被害の大きさなどを細かく判断してもらええるとは考えないほうが無難です。

そして、裁判所からもらえる判決と言うのは大抵の場合は、安い金額なのです。

支払った費用に見合う結果が出ないな～というのが私個人の印象です。

でも、調停でも話し合いでもどうしようも無いなら裁判しかありません。

人生には、これをやったら損かもしれないと分かっている、やらなければならない戦いはあるものです。

どうせやらなければならないのなら、前向きにやる！これが私の信条です。

この最終手段である裁判を勝ち抜くには、さらなる証拠がたくさん必要です。

* 民事裁判における証拠は、以下に掲げるような客観性の少ないものでも構いません。

配偶者が行ったと思われるレストランやホテルのレシート

携帯電話の明細書

写メール

メールのコピー

受け取っていた手紙など

会話の記録

あなた様自身でつけておいた日記や記録簿

ここに上げているのは、ええっ、こんなのいいの？と誰でも思ってしまうようなものです。しかし、一般の方が思っているよりも民事裁判は、証拠に関しては寛容だと思ってください。

証拠で使ってもらえたらラッキーくらいの感覚で構いません。

最後に・・・

この新しいレポートはいかがでしたか？

私達のような探偵は、報告書を提出するところまでが仕事です。

いかに内容の濃い報告書を提出できるのか？これが、私達の使命です。しかし、お客様である皆さんは、報告書を受け取ってからが本番です。舞台の幕があくのは、報告書を受け取ってからですよ。

この報告書をできるだけ有効に、そして効率よく使っていただければ、浮気問題の早期解決に繋がると思います。

調査依頼することをまだまだ躊躇されている方も多くいらっしゃると思いますが、浮気問題の解決でもっとも必要なのは実は“スピード”だということが余り知られていません。

大勢の方が、にっちもさっちもいなくなってから探偵に依頼をされます。

しかし、ごく一部の方は、浮気？という初期の段階でご依頼をされるので“証拠を早く取ることができる上に、話し合いで解決”することができます。

私は、この違いをまざまざと10年間に渡って見て参りました。

浮気は、放っておくとエスカレートします。

分かりやすく言えば、好きになればなるほどやめられなくなるのが浮気です。

そして、家庭も浮気相手のどちらのことも選べない・・・これが不倫の実際だと思うのです。

私達が提出する報告書は、お医者様の処方箋と良く似ているな～と思います。

病気になってお医者様に行き、処方箋を貰っても、薬を早く飲まなければ病気は治りません。

処方箋は持っているだけではただの紙切れに過ぎません。

そして、薬と言うのは大抵の場合、病気の軽い段階で早めに飲んでしまったほうが良く効きますよね。

私は、あなた様が一刻も早く浮気問題から生還されることを願ってやみません。

株式会社プライベートアイ

代表取締役 小西 康彦

<http://www.koushinjo.com>